

(様式 3)

「不利益処分」の処分基準

不利益処分の名称	吹田市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の取消し
根拠条例等の 名称・根拠条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第 24 条
所管部室課名	都市計画部住宅政策室
処分基準	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（抜粋） 第二十四条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。 一 第十一条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。 2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。 一 第十二条第一項の規定に違反したとき。 二 前条の規定による指示に違反したとき。
最近改正年月日	令和 2 年 4 月 1 日